



平成 23 年 5 月 26 日

各 位

上場会社名 大陽日酸株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 川口 恭史  
(コード番号 4091)  
問合せ先責任者 広報部長 石川 紀一  
(TEL 03-5788-8015)

公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について

当社は、平成 22 年 1 月 19 日、20 日に産業ガスの取引に関する独占禁止法違反の嫌疑で公正取引委員会の立入検査を受け、以降同委員会による調査を受けてまいりましたが、本日同委員会から、独占禁止法に違反する行為があったとして、排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。

本件につきましてはお客様、株主の皆様をはじめ、関係者の皆様に多大なご心配・ご迷惑をおかけすることになりましたことをここに深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、立入検査以降徹底した原因究明を行うとともに、再発防止に向けたルール整備や講習会実施などを推進してまいりましたが、このたびの公正取引委員会からの命令を厳粛かつ真摯に受け止め、経営層から一般社員に至るまで全員が深く心に刻み、当社グループをあげて再発防止を徹底し、信頼回復に努めてまいります。

今回の排除措置命令及び課徴金納付命令の概要等は、以下のとおりであります。なお、本件命令に対しましては、今後内容を詳細に検討の上対応してまいります。

記

1. 排除措置命令の概要

エアセパレートガス(液体酸素、液体窒素及び液体アルゴン。但し医療用を除く。)の取引に関して他の事業者と共同して販売価格の引き上げに合意したとして、違反行為となる合意が消滅している旨を確認するための排除措置を講じること及び今後は販売価格を自主的に決定し、他の事業者と販売価格改定について情報交換を行わない旨を命じられました。

2. 課徴金納付命令の概要

- ・納付すべき課徴金の額：51億4,456万円
- ・納付期限：平成23年8月29日

3. 役員報酬の返上について

本件に関しまして当社および社会に及ぼす影響の大きさを考慮するとともに、経営として深い反省を込め、次のとおり役員報酬の一部返上を行うことと致しました。

代表取締役会長	松枝 寛祐	報酬の50%	3ヶ月
代表取締役社長	川口 恭史	報酬の50%	3ヶ月
代表取締役副社長	原 文雄	報酬の30%	3ヶ月

4. 業績への影響について

平成23年3月期決算において課徴金相当額を損失として引当計上いたしておりますので、本年度（平成24年3月期）の業績への影響はありません。

以 上